

犬山市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、犬山市立図書館(以下「図書館」という。)による視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)へのサービス(以下「視覚障害者等サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(視覚障害者等サービスの種類)

第2条 この要綱における視覚障害者等サービスは、次に掲げるものをいう。

- (1) デイジー録音図書等(その利用が制限されている視覚障害者等のために作成された点字、デイジー録音図書等の資料及びデイジー録音図書再生機をいう。)の貸出しサービス(以下「資料等貸出サービス」という。)
- (2) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク(以下「サピエ」という。)におけるデイジー録音図書等のデータを提供するネットワークサービス(以下「サピエ図書館サービス」という。)

(利用対象者)

第3条 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、市内に住所を有する視覚障害者等で別表に例示する状態にあつて、視覚により認識される表現方式のままでは著作物を利用することが困難な者とする。

(利用者登録等)

第4条 視覚障害者等サービスを利用しようとする者は、視覚障害者等サービス利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に氏名、住所、身体の状態等を証明するものを添えて犬山市立図書館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

2 前項の申請に当たり、視覚障害者等サービスを利用しようとする者が、代理人に申込書への記入を依頼したときは、申込者に代わり代理人が申込書に記入することができる。なお、視覚障害者等サービスを利用しようとする者から図書館の係員に申込書への記入の依頼があったときは、申込者に代わり図書館の係員が記入するものとする。

3 館長は、第1項の申込みを受理したときは、利用登録確認項目リスト（様式第2）を用いて、前条に規定する利用対象者であることを確認した上で、視覚障害者等サービスの利用者として登録するものとする。

（資料等貸出サービスの利用手続）

第5条 資料等貸出サービスにより利用することができる資料の数は規則第6条第2項に規定する数（デジタイズ録音図書再生機器にあつては、1台）とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、次条第3号に規定するデジタイズ録音図書等の貸出期間は、資料を所蔵する公共図書館等の貸出条件に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸し出した資料について他に貸出しの予約がない場合は、1回かつ30日以内の期間に限り貸出期間を延長することができる。

3 デジタイズ録音図書等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2週間前までに、電話又は来館により申込みをしなければならない。

（貸出しが可能なデジタイズ録音図書等）

第6条 資料等貸出サービスにおいて貸出しが可能なデジタイズ録音図書等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館が所蔵するデジタイズ録音図書等

(2) 図書館がサピエ図書館サービス又は国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスによりデータを受信し、CD盤に書き込んで作成するCD盤デジタイズ録音図書等

- (3) 図書館が借り受けることができる他の公共図書館等が所蔵する
デジタル録音図書等
(貸出方法等)

第7条 前条に規定するデジタル録音図書等の貸出しは、視覚障害者等
サービス利用者又はその代理人の来館によるほか、音声データを書
き込んだCDの郵送により行うものとする。

2 前項の郵送による貸出しについては、規則第8条の2の規定を準
用する。

(サピエ図書館サービスの利用)

第8条 視覚障害者等サービスの利用者は、サピエの個人会員の登録
をすることにより、サピエ図書館サービスを直接利用することがで
きる。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

別表（第3条関係）

1	視覚障害
2	聴覚障害
3	肢体障害
4	精神障害
5	知的障害
6	内部障害
7	発達障害
8	学習障害
9	いわゆる「寝たきり」の状態
10	一過性の障害
11	入院患者
12	その他館長が認めた障害

様式第2（第4条関係）

利用登録確認項目リスト（いずれも活字を読むことが困難な者）

チェック欄	確認事項
	障害者手帳の所持 [] 級
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳（愛の手帳）の所持 区分 []
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

（障害の種類）

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹

運動－上肢、

運動－移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓

（確認をした相手方）

本人 代理人（本人との続柄（ ）氏名（ ））

（確認者）所 属（ ）

氏 名（ ）